配当公告

北海道歌志内市字文珠一六五番地四親愛の家
破産者　長岡　クミ

右の者に対する札幌地方裁判所滝川支部平成二十三年（フ）第七〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
（一般債権）　金二一、九一九、八七七円

一、配当をすることができる金額
（一般債権）　金一三、九九一、三六八円

平成二十五年五月二十八日
北海道滝川市大町一丁目八番一号産経会館二階
破産管財人　丸山　健

配当公告

名古屋市中村区則武一丁目一七番一三号、開始決定時の住所岐阜県多治見市松坂町二丁目一一番地の四五
破産者　白岩　慎一郎

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十四年（フ）第九六九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金二四五、〇六九、三六〇円

一、配当することのできる金額
金一〇、四二五、四〇四円

平成二十五年五月二十八日
名古屋市中区丸の内三丁目二一番二五号清風ビル五階
破産管財人　服部　順

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道旭川市神居五条三丁目四二九番地五六、最後の住所北海道旭川市神楽岡三条四丁目二番一〇号　被相続人　亡　青木　寛治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
北海道旭川市川端町四条六丁目四番一八号
しらかば法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小林　史人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県青森市浪岡大字浪岡字細田九一番地五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　山口　秀雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
青森県弘前市大字上鞘師町一八―一　弘前商工会議所会館四階
相続財産管理人　弁護士　横山　航平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県上北郡東北町旭北四丁目三一番地六五四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　織笠　義輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
青森市古川二丁目二番六号　葛西ビル三階
相続財産管理人　弁護士　須藤　真悟

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県陸前高田市気仙町字町二番地、最後の住所岩手県盛岡市本町通三丁目一九番一〇―二二六号　被相続人　亡　小友　太一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
岩手県盛岡市中央通三丁目一七番七号　北星ビル三階　北奥法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小保内義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県鹿角郡小坂町大地字村沢一四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小舘　國利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
事務所秋田県鹿角市花輪字下花輪三二番地
黒沢司法書士事務所
相続財産管理人　司法書士　黒沢　均

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県鶴岡市稲生二丁目二八番地、最後の住所山形県鶴岡市稲生二丁目二八番三〇―四号　被相続人　亡　河野　實

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
山形県鶴岡市美原町一五―二六
相続財産管理人　佐藤　充崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山形県天童市大字成生九六五番地三、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　長谷川四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
山形市七日町一丁目四番一八号　トラッドセブン三B
相続財産管理人　弁護士　山川　孝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市相生町四二七二番地、最後の住所埼玉県秩父市相生町一五番一一号　被相続人　亡　持田　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
埼玉県秩父市桜木町一二番三一号
相続財産管理人　司法書士　戸井田　修

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県上野原市川合三八三三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　坂本　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
東京都千代田区内神田三丁目二〇番三号小鍛冶ビル八階坂本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　中村　崇幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東三丁目二二番地、最後の住所神奈川県相模原市緑区小倉四〇四番地二　被相続人　亡　佐藤　英子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
神奈川県相模原市中央区相模原一丁目二番一七号クリスタルサガミハラ七階　橋本総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　橋本　愼一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市中区松原一丁目三三番地、最後の住所神奈川県大和市上和田二四一二番地上和田団地一―八―一〇六　被相続人　亡　太田　新子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階
相続財産管理人　弁護士　吉川知恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県さいたま市見沼区東大宮四丁目二五番地六、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙橋　潔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年五月二十八日
神奈川県横浜市中区山下町二四番地二メゾン・デュ・オーラ山下町八〇四号　小野航平法律事務所
相続財産管理人　弁護士　小野　航平